

— 特別景観形成地区 —
日暮里・舎人ライナー沿線地区
景観形成のための基準 解説書



平成28年9月（令和4年4月更新）
編集：足立区 都市建設部 都市建設課 景観計画係

目次



第1章

はじめに

1 足立区景観計画による規制誘導について	2
2 日暮里・舎人ライナー沿線地区について	2
3 本解説書について	2
(1) 目的	2
(2) 対象	2
(3) 位置づけ	2
4 景観法・屋外広告物条例の手続きの流れ	2

沿線の景観形成の基本的な考え方と基準

1 日暮里・舎人ライナーの路線情報	4
2 沿線の景観形成のために	5
(1) 景観形成の目標	5
(2) 景観形成の方針	5
(3) 意識する2つの視点	6
(4) 景観形成のための基準一覧	7

建築物を計画するときには

1 沿線の特徴を活かす	10
(1) 沿線の建築物等の現況	10
(2) 2つの視点を意識した計画づくり	10
2 建築物に関する基準の解説と事例	11
(1) 配置に関する基準	11
(2) 高さ・規模に関する基準	12
(3) 形態・意匠・色彩に関する基準	12
(4) 公開空地・外構・緑化等に関する基準	15

屋外広告物を計画するときには

1 沿線の景観を阻害しない	18
(1) 沿線の屋外広告物の現況	18
(2) 2つの視点を意識した計画づくり	18
2 屋外広告物に関する基準の解説と事例	19
(1) 位置に関する基準	19
(2) 形態・意匠・色彩に関する基準	20

第2章

第3章

資料

1 周辺要素の特徴	24
2 地区周辺環境	25
3 日暮里・舎人ライナー周辺 風物カレンダー	25
4 景観資源	26



はじめに

1 足立区景観計画による規制誘導について

足立区は、区の地域特性を活かした景観形成を推進するため、平成21年4月に景観行政団体となり、5月に「足立区景観計画」を策定しました。また、令和3年1月に「第二次足立区景観計画」を策定しました。

景観計画では、建築物の形態意匠・色彩等の質を高め、周辺とのつながりやまとまりに配慮することにより、良好な景観形成を図るため、景観法に基づく届出制度や足立区景観条例に基づく事前協議等を定めています。

また、足立区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観区域と定めて、特に景観形成に努めていかなければならない地区を特別景観形成地区、それ以外の地区を一般地区に区分し、各地区独自の景観形成基準に基づき規制誘導しています。

2 日暮里・舎人ライナー沿線地区について

特別景観形成地区として、放射11号線から30mの範囲を「日暮里・舎人ライナー沿線地区」に指定しています。地上からの景観と日暮里・舎人ライナーの車窓からの景観の両方を意識した景観形成基準を定めて、良好な景観誘導を進めています。

3 本解説書について

(1)目的

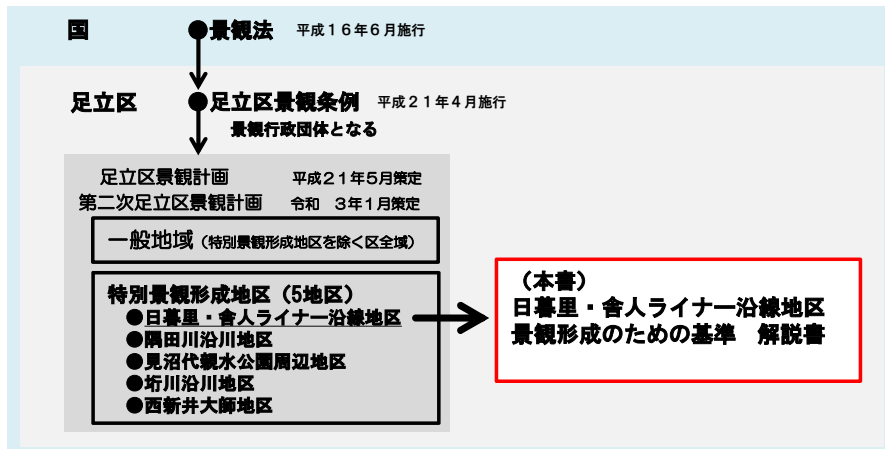
本解説書は、基準の内容を容易に理解する手助けとなり、周辺のまち並みとともに遠景にも配慮した計画となるように活用されることを目的としています。

(2)対象

本解説書は、本地区において、建築物や屋外広告物の計画を立てようとする設計者や事業者の皆さんを主な対象としています。

(3)位置づけ

本解説書は、景観計画に現在5地区指定している特別景観形成地区のうち、日暮里・舎人ライナー沿線地区の基準を解説するものです。



4 景観法・屋外広告物条例の手続きの流れ

